

熊本県の電子契約導入に伴う留意点について(事業者の皆様へ)

1. 電子契約の対象外となる契約について
2. 電子契約による締結を希望される場合の手続き
3. 電子契約同意書兼メールアドレス確認書について
4. 誤って電子署名を行った場合
5. 電子契約を希望されない場合

1. 電子契約の対象外となる契約について

令和7年(2025年)4月1日からの熊本県における電子契約導入において対象外となる契約は以下のとおりです。

- 法令等により書面による契約が必須となる契約
- 自動更新条項付きの契約
- 契約期間が10年を超える契約
- 契約すべき年度内に電子署名を行うことができない契約

2.電子契約による締結を希望される場合の手続き

電子契約による契約締結を希望される場合は、落札決定後(契約の相手方が決まった時点)に契約担当所属の担当者から以下のとおり連絡等があります。

- (1)電子契約による契約締結の御希望の有無を確認します。
- (2)電子契約による契約締結を希望された場合、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出を依頼します。

※ 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」は、契約ごとの提出が必要です。

3.電子契約同意書兼メールアドレス確認書について

電子契約同意書兼メールアドレス確認書の裏面に記載に係る注意事項がありますので、参考にしてください。

4.誤って電子署名を行った場合

誤って電子署名を行った場合は、速やかに契約担当所属の担当者へ御連絡ください。

5.電子契約を希望されない場合

電子契約での契約締結を希望されない場合は、従来の紙による契約書での契約締結となります。

電子契約、紙による契約のどちらを選択されても、契約が不利になるようなことはありません。